

令和2年7月16日

第37回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第37回総会議事録

1. 日 時 令和2年7月16日(木) 午後2時00分
2. 会 場 市民会館 第2ホール
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 片平 隆      5番 加藤 良子      6番 宍戸 忠一  
7番 渡邊 敏明      8番 加藤 功      9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春      11番 大宮 篤司      12番 菅野 善晴  
13番 佐藤ミツエ      14番 渡邊 賢一      15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子      17番 関 健一      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一      20番 黒澤喜久夫      21番 齋藤 貴裕  
22番 宍戸 薫      23番 鈴木 顯典      24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者  
事務局 長 高橋 善則  
次長兼庶務係長 野田 昌宏      主 査 渡辺 正典  
農地係長 猪本由美子      主 査 五十嵐紀子

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第7号 現況確認証明願出について
- 第8号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第9号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第10号 「福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領」の制定について
- 第11号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 国税徴収法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について



農地係長	区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6 番	議長6番（発言を求め。）
議 長	6番（発言を許可する。）
6 番	整理番号3番は、譲渡人が高齢のため畑の耕作をお願いした形です。申請地はもも畑を栽培する予定、規模の拡大で問題なしと区域協議会で判断されました。よろしくご審議の程をお願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8 番	議長8番（発言を求め。）
議 長	8番（発言を許可する。）
8 番	整理番号4番、議案書のとおり空き家バンクに登録された家を農地と共に売買するという案件です。区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくご審議をお願いします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号5番及び3ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18 番	議長18番（発言を求め。）
議 長	18番（発言を許可する。）
18 番	整理番号5番・6番の件ですが、譲渡人と譲受人の自作地の交換ですので、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくお願いたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20 番	議長20番（発言を求め。）
議 長	20番（発言を許可する。）
20 番	整理番号7番の1件でございますが、譲受人は自作地の売却の予定がありまして、代替用地を探しているところで、すでに先月この隣地を取得済みでありまして、その隣も買ってこないかという申し出がありまして、取得するという事になったそうです。 区域協議会では調査書に基づいて問題なしと判断されました。審議の程、よろしくお願いし

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 区域番号7番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 23番 議長23番（発言を求める。）  
 議 長 23番（発言を許可する。）  
 23番 整理番号8番について説明いたします。譲渡人が高齢のため処分したいので、弟の知り合いの譲受人が取得するための申請です。経営規模の拡大であり、区域協議会では問題ないと判断いたしております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 議 長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 議 長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。  
 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用3件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。  
 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 6番 議長6番（発言を求める。）  
 議 長 6番（発言を許可する。）  
 6番 整理番号1番、申請者は笹谷にお住まいで、転用目的は農業用倉庫敷地、新しく農業用倉庫を建てたいということです。担当委員が現地を確認し、区域協議会でも承認されました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〔「異議なし」の声〕  
 議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
 農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
 10番 議長10番（発言を求める。）  
 議 長 10番（発言を許可する。）

10 番 整理番号2番、農業用倉庫敷地の拡張ですが、申請者は議案第4号と関連がございまして、分家住宅をこれから申請するという事で、整理をしたいという案件です。なんら周辺農地に影響はなく問題ないと区域協議会で承認されました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18 番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18 番 整理番号3番の件ですが、土地は水の便が大変悪いので、水田から畑に転換するという事で、区域協議会では、問題なしと判断されました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、賃借権設定3件、使用貸借権設定3件の計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2 番 整理番号1番につきましては、先ほど議案第1号で申し上げた通り、原発事故により、避難されていた方で農家住宅を建設するという事でありまして、譲渡人は農地43アールを所有していますので、農家住宅に問題ないと区域協議会では、許可相当と判断されました。よろしくご審議ください。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6 番 議長 6 番（発言を求める。）

議長 6 番（発言を許可する。）

6 番 整理番号 2 番、譲受人は譲渡人の孫にあたります。転用目的の農家住宅の敷地として問題なしと区域協議会で判断されました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号 3 番、整理番号 3 番及び 4 番の 2 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10 番 議長 10 番（発言を求める。）

議長 10 番（発言を許可する。）

10 番 整理番号 3 番と 4 番ですが、整理番号 3 番につきましては、相馬焼の窯と住宅店舗の敷地でございます。現在、荒井地区内で、仮店舗あるいは仮の窯で制作をしまして、新しい土地を購入するという案件です。周辺農地にとくに問題ないと現地確認をしております。整理番号 4 番につきましては、分家住宅の敷地でございますが、譲受人は、譲渡人の娘婿ということで、議案第 2 号の案件と関連がございまして、譲渡人が議案第 2 号で土地を整理をして、その隣で分家住宅を建築する案件で、使用貸借権の設定です。整理番号 3 番 4 番に対しまして区域協議会で問題なく承認されました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号 5 番、整理番号 5 番から 7 ページ 9 番の 5 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

18 番 議長 18 番（発言を求める。）

議長 18 番（発言を許可する。）

18 番 整理番号 5 番から 9 番の 5 件ですが、整理番号 5 番につきましては、農業用倉庫の建設の件です。整理番号 6 番 7 番につきましては、一般住宅の敷地ということで、これは松川駅と 4 号バイパスの間で、周りが住宅になっているような場所です。整理番号 8 番につきましては、露天資材置き場ということで、整理番号 9 番については譲渡人と譲受人は親子関係で一般住宅を建てる敷地ということでございます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号 6 番、整理番号 10 番の 1 件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20 番 議長 20 番（発言を求める。）

議 長	20番（発言を許可する。）
20 番	整理番号10番の1件につきましてご説明します。譲受人は平石地区で老人福祉施設、保育園を経営していて、卒園した児童を中心に放課後児童クラブを運営し、譲渡人の自宅の倉庫をお借りして児童クラブを開設している。現在50人近くの子供たちがいて、駐車場がないため、送迎のときに路上駐車で、近隣に迷惑をかけていて、大変危険であるとの苦情が寄せられています。そこで、譲渡人の農地を6台分駐車場として転用するとの案件であります。近隣農地には影響がないこと確認しております。5条の調査書に基づきまして区域協議会では問題ないと判断されました。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議 長	23番（発言を許可する。）
23番	整理番号11番ですが、転用目的がコンビニエンスストア敷地となっております。これについては、前に農用地の除外申請して許可を得ているところなんです、この辺りは街灯がなく、地区の皆さんからは、中学生が夕方帰るのに危険でないように、街灯代わりにもなると要望があったところです。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1 番	議長1番（発言を求める。）
議 長	1番（発言を許可する。）
1 番	予定されている土地の周辺の状況はどうなっていますか。
24番	議長24番（発言を求める。）
議 長	24番（発言を許可する。）
24番	23番が説明したとおり、フルーツライン沿いでNTTの施設、交換所があって、交差点の内側になります。周辺は、すべて水田で、民家はひとつもありません。周りの農地の所有者には承諾書を貰っています。一軒だけ承諾書いただけていませんが、その中身につきましては、街灯により害虫をおびき寄せるのではないかと、というような懸念があって、承諾しかねるとの内容でしたが、コンビニエンスストアでは、そういった立地条件で営業しているところはいっぱいあるようで、十分な環境整備をすると伺っております。承諾書もらっていなかった一軒も大部分納得していただいたところでもあります。もちろん、農振地域でございますので、周辺に影響がないのかと申されますと、田んぼということもありません、影響がないことは確認しています。なお、県道沿いのドライブインとは書いてありませんが、ドライブイン機能付きのコンビニエンスストアということで、この用地の取得を目指し、賃借権設定で営業を開始するという予定であると聞いております。あと、もう一件ですが、用水路、もちろん水田地帯ですので、用排水については、付け替えも含めて工事をして、周辺の水路等には迷惑をかけない、という配慮もなされると聞いておりましたので、区域協議会では、許

可相当と判断しました。

1 番 事情は分かりました。面積が3千8百㎡広いですね。4反歩というのかなりの面積ですよ、こんなに必要だったんですかね。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 これにつきましては、ドライブイン付きということで、休憩施設もある。現在コンビニエンスストアにつきましては、大型トラックも入る機能も備えておりますので、前にも何件か出していたと思うんですけど、4反歩、これは田んぼ2枚ぐらいの面積ですが、おおよそ4千、5千㎡の敷地を必要としている。でなければ、配送車が入れなくて、近隣の道路とか迷惑をかけるということがあって、これだけの面積が必要だと聞いています。それも含めまして区域協議会では許可相当と判断しています。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた太陽光発電事業について、事業計画の内容が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 第5号の1件につきまして説明いたします。事務局説明のとおり、一度事業計画を出してきましたが、隣接する農地の地主さんから苦情がありまして、再度測量し直した結果、こういった変更になったということでありまして、現地を確認してきたところ、申請のとおりでありまして、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくご審議お願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家と共に農地を取得する場合に限り、別段の面積を0.01アールに設定するもので、計1件の案件です。申請にあつては、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認いたしました。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号1番についてご説明いたします。申請者は郡山で商売をしていて空き家になっています。該当の畑に関しては、この家の敷地を通らないと行けないので、今回申請することになりました。区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくご審議お願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 11ページをご覧ください。議案第7号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議 長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番の件につきましては、山口の山林のちょうど中腹にある土地でございます。面積はかなり大きいのですが、50年前以上から耕作しておらず、完全に山林化していることを担当委員と事務局で現地調査をして、間違いのないことを確認してまいりました。区域協議会では適当であると判断されました。よろしくご審議お願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第7号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 12ページをご覧ください。議案第8号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。一般分のうち利用権設定が77件、208,571㎡、所有権移転が1件、3,744㎡、福島県農業振興公社への貸付分が40件、108,378㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。一般分ですが、議案書13ページ、区域番号1番、整理番号1番から5番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 番 議長2番（発言を求める。）

議 長 2番（発言を許可する。）

2 番 整理番号1番から5番の案件ですが、借り受ける方は皆さんきちんと耕作を行っている方で、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号6番から14ページ11番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6 番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6 番 整理番号6番から11番まで説明いたします。6番は設定を受ける方が北沢又にお住まいです。内容はもも、野菜、水稻、りんごとなっております、再設定の件であり、区域協議会で問題なしと判断されました。7番8番は設定を受ける方が同じですので、一緒に説明いたします。設定を受ける方は、7番は再設定、8番は新規です。水稻栽培で問題ないと判断されました。整理番号9番の件です。設定を受ける方は、笹谷にお住まいで、内容は水稻です。問題なしと判断されました。整理番号10番について、設定を受ける方は、梨の専門の農家で、大規模に栽培されており、問題はないと判断されました。整理番号11番設定を受ける方は大笹生在住、申請地が自作の畑に近いことで耕作の便がよく、内容はりんご栽培、問題なしと判断されました。以上ご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号12番から15番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10 番 議長10番（発言を求める。）

議 長 10番（発言を許可する。）

- 10 番 整理番号12番から15番までの4件ですが、12番、14番、15番につきましては、再設定ということで、現在も作付けがされております。13番については、新規で、設定する方が高齢で、作付けができないということで、須南区域の推進員の方が作付けをするとのことで、区域協議会の中では、特に問題ないと判断されました。ご審議よろしくお願いたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
- 農地係長 15ページ区域番号4番、整理番号16番から17ページ28番までの13件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 13番 議長13番（発言を求める。）
- 議長 13番（発言を許可する。）
- 13番 整理番号19番については、私の同居の親族の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
- 議長 議事を一時休議します。13番、一時退席願います。
- 13番 〔一時退席する〕
- 議長 それでは、議事を再開します。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 14番 議長14番（発言を求める。）
- 議長 14番（発言を許可する。）
- 14番 整理番号16番から28番までの13件でございます。そのうち新規が3件、再設定が10件です。それぞれ区域協議会で慎重に審議いたしました。いずれもしっかり耕作されていて良好と判断されました。よろしくご審議お願いたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
- 農地係長 区域番号5番、整理番号29番から22ページ60番までの32件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。
- 16番 議長16番（発言を求める。）
- 議長 16番（発言を許可する。）
- 16番 整理番号45番から60番については、私の同居の親族の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
- 議長 議事を一時休議します。16番、一時退席願います。
- 16番 〔一時退席する〕
- 議長 それでは、議事を再開します。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 18番 議長18番（発言を求める。）
- 議長 18番（発言を許可する。）
- 18番 整理番号29番から整理番号60番までの32件です。ほとんどが再設定です。整理番号

34、37、38の新規につきましても、利用権の設定を受ける方は、大きく水稻を耕作されていまして、周りの水稻もその方です。区域協議会では、問題なしと判断されました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号61番から24ページ67番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議 長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号61番から67番までですが、再設定が6件、新規が1件でございます。すべて適正に耕作管理されております。区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号68番から26ページ77番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号68番から77番までの10件です。再設定が5件、新規が5件です。利用権の設定を受ける方は、きちんと耕作されております。区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、27ページ、所有権移転分ですが、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6番 所有権移転です。移転を受けようとする方は、大規模に栽培されており問題ありません。区域協議会でも承認されました。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、28ページ、福島県農業振興公社分ですが、区域番号1番、整理番号3番から30ページ10番の8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2 番	議長2番（発言を求める。）
議 長	2番（発言を許可する。）
2 番	整理番号1番から2番につきましては取り下げでございますので、3番から10番まででございます。新規設定する皆さんは、米作り野菜等しっかり栽培されている方ですので、区域協議会では、問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号11番から13番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6 番	議長6番（発言を求める。）
議 長	6番（発言を許可する。）
6 番	整理番号11番から13番の3件について説明します。11番と12番は設定を受ける方が同じなので一緒に説明します。どちらも水稻で、期間は10年間となっております。13番の設定を受けるのは、新規の鎌田の方です。水稻栽培であり問題ありません。区域協議会で承認されました。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号14番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10 番	議長10番（発言を求める。）
議 長	10番（発言を許可する。）
10 番	整理番号14番の1件でございます。新規です。設定を受ける方は、お父さんが10haの水稻を栽培しています。間違いなく栽培するとのことでしたので、区域協議会の中では問題なく承認されました。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号15番から20番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14 番	議長14番（発言を求める。）
議 長	14番（発言を許可する。）
14 番	整理番号15番から20番までの6件です。この6件につきましては、耕作する方はそれぞれ真剣に取り組んでいる方ですので、問題ありません。区域協議会でも承認されましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号21番から33ページ25番の5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議 長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号21番から25番の5件です。21番につきましては、設定を受ける方と設定する方とは親子であります。22番の設定を受ける方は、花の栽培をよくやっている方です。23、24、25番の設定を受ける方は、いままでは親の名前で貸し借りやっていたのですが、今回は自分の名前で貸し借りを行うということで、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号26番から29番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議 長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号26番から29番の4件です。すべて新規です。26番の設定を受ける方は、農業を真摯に取り組んでいる方で、規模拡大を目指し、賃借権を設定するもので、問題ありません。27番から29番までは、大規模にももの団地を造っていたのですが、イノシシ等の被害にあって、現在はももは撤退しています。ここはまだ荒れていないところでありまして、畑として、野菜、花卉ということで、設定する方がやりたいという案件です。区域協議会では、承認されました。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号30番から36ページ42番の13件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長（会長）	職務代理22番（発言を求める。）
職務代理	22番（発言を許可する。）
議長（会長）	整理番号41番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
職務代理	議事を一時休議します。22番、一時退席願います。
議長（会長）	〔一時退席する〕
職務代理	それでは、農業委員会等に関する法律第5条及び福島市農業委員会会議規則第5条により、暫時議長を務めさせていただきます。

議 長	議事を再開します。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2 3 番	議長 2 3 番（発言を求める。）
議 長	2 3 番（発言を許可する。）
2 3 番	整理番号 3 0 番から 4 2 番の 1 3 件です。皆さん間違いなく耕作されるということなので、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議 長	それでは、簡易採決により、議案第 8 号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔異 議 な し。〕
議 長	異議なしと認め、議案第 8 号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	1 3 番、1 6 番、2 2 番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
1 3 番、1 6 番、 2 2 番 議長（会長）	〔入室、着席する〕
	ここからは、引続き議長を務めさせていただきます。
	次に議案第 9 号について事務局の説明を求めます。
農地係長	3 7 ページ、議案第 9 号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。
	3 8 ページ、区域番号 1 番、整理番号 1 番の 1 件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願ひします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3 番	議長 3 番（発言を求める。）
議 長	3 番（発言を許可する。）
3 番	整理番号 1 番の 1 件であります。社会福祉法人としての変更申出でありまして、そこが大変狭くなっており、施設の敷地拡張に伴いまして、農振除外の申請をするものでございます。第一種農地でありますけれども、社会福祉事業でありまして、農振除外もやむなしと、区域協議会で判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号 2 番、整理番号 2 番の 1 件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6 番	議長 6 番（発言を求める。）
議 長	6 番（発言を許可する。）
6 番	整理番号 2 番です。農家住宅敷地拡張で、一部農地が入っていたということです。区域協議会で承認されました。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号3番の件です。申出者の方は、現在アパートに住んでおりますが、農家の長男として通勤農業をしております。奥さんと子供がたくさんおりまして、子供の成長に伴いまして、本来なら、親の家の増築や分家住宅を考えましたが、道路が狭いなど、条件が整わなくて断念しました。そこで、以前取得していたこの畑に自分の農家住宅を建てたいということになりました。区域協議会では、周辺農地には問題ないということになり、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議 長 異議が無いようですので、簡易採決により、議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議 長 異議なしと認め、議案第9号 福島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり決定いたします。  
 次に議案第10号について事務局の説明を求めます。

農地係長 39ページ、議案第10号 「福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領」の制定についてですが、これは農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項の規定の適用を受けない土地(以下「非農地」という。)の判定事務について必要な事項を定めるものです。今年5月18日に農地小委員会を開催して、所有者等からの非農地にかかる申し立てについて、現行の「非農地申立書」による非農地判定を廃止し、「現況確認証明申請書」に統一すること、毎年実施している利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、山林化している農地について非農地として判定を行う仕組みを新たに整えることを協議し、要領案を作成し、その後、区域協議会での審議を経て、7月総会に提出することの了承をいただきました。つきまして、この要領を令和2年8月1日に施行することとしてよろしいか、また、詳細は「議案書」のとおりになります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第10号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
 「〔異議なし〕の声」

議 長 異議なしと認め、議案第10号「福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領」の制定について、原案のとおり決定いたします。  
 次に、議案第11号について、事務局の説明を求めます。

次 長 44ページをご覧ください。議案第11号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率のかつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が7月22日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

45ページ新規の認定農業者につきまして、区域番号3番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10 番 議長10番（発言を求める。）

議 長 10番（発言を許可する。）

10 番 整理番号1番の件です。申請者はそばを300アール栽培しています。今後5年後につきましても600アールの目標をかかげ、現在も積極的にそばの販売も行っていきます。年齢的に69歳ですが、積極的にそばの栽培を続けていく意思でございますので、特に問題ないと区域協議会では承認されました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20 番 議長20番（発言を求める。）

議 長 20番（発言を許可する。）

20 番 整理番号2番、申請者はケーキ店であります。会社が下鳥渡にあるので、信夫区域で協議いたしました。現在16店舗を経営し、1日1,000個以上の卵を使っているそうです。今回こだわりの自家製卵を使って、ケーキ・お菓子作りをしたいという計画がありまして、認定農業者に申込み、資金調達関係で新規就農者に申込みできたのですが、養鶏6,000羽という養鶏場の設置場所でございますが、町庭坂にという計画があると聞いております。当区域協議会では、設置される地元の皆様のご理解がいただければ、承認したいと考えています。吾妻地区のご意見をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

24 番 議長24番（発言を求める。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24 番 整理番号2番の補足説明をさせていただきます。申請者は設立年月日にある通り、本年度で事業開始40周年を迎えることになりまして、企業として原材料を自分で調達したいとの思いが強いようであります。なぜ町庭坂のところに目を付けたかということ、業者から別のところを紹介されたところ、あまり山奥で環境が悪いということで、該当する施設を建てたいところは、農免道路と山形線の交差するところの一番山側のところで、環境がとても良いところであります。ちょうど吾妻小富士等が見えるところで、ロケーションが素晴らしいということで、ご自分で土地は見つけたようであります。実際にそこにこういう養鶏施設が建って

いいのかということになりますが、予定しているところは、人家が一軒もない、というところでもあります。果樹園と水田が広がっていて、圃場整備の終わった場所でありまして、営農実態としましては、中山間の事業と農地水環境保全管理の活動のところでありまして、当然養鶏ということで、たい肥と用水に及ぼす影響がないようにということで、地元の代表者には説明されていました。現在は設計段階で、県と農業会議の指導を受けているようで、その経過の中で今回の申請に至ったと伺っております。具体的に設計図等が出来れば、地元説明会を開いてもらって、皆さんにはきちんと納得していただく方向になっておりますので、今回の認定農業者の申請については、まだ計画段階ではありますけれども信夫区域協議会からあったとおり、資金調達の関係で県の指導で申請しなさいということですので、今回は新規でまだ事業実態はありませんけれども、承認されれば地元でも応援していこうという雰囲気はありますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長  
1 番

只今、両地区より説明いただきました。ご意見、ご質問ございませんか。  
議長1番（発言を許可する。）

議 長  
1 番

1番（発言を求める。）  
今、設計をこれからするとありましたが、設計をして、これで行きますとなったときに、その設計内容の変更というのは、この委員会で求めることは可能なんですか。なんでこんなことを聞いているかと申し上げますと、養鶏は、皆さん周りに養鶏ないかもしれませんが、養鶏は、まず一つは臭いです。それから二つ目は、羽とかそういうものの飛散です。これはかなりの距離飛ぶんです。それからもう一つは、衛生害虫といいまして、ハエなどいろいろ出てくるんです。それに関連してイタチやキツネなど出てきます。施設を開放型にしますと、今のような被害は必ず出ます。ウインドウレス、窓がないような施設であれば、今のような被害のかなりの部分は防げる。したがって設計が開放型の施設であれば委員会として、難しいと言えるのでしょうか。ウインドウレス、窓のない施設にしてください。ということと言えるのでしょうか。

2 4 番  
議 長  
2 4 番

議長24番（発言を許可する。）  
24番（発言を求める。）  
今回は、最初に説明したとおり、認定農業者の申請ということで、まだ設計段階ということで、指導機関の指導を仰いでいる段階、実際に農地を使う段階にはまた別の議案として出てまいりますので、内容につきましては、その時点で詳細に検討していただければよろしいのかなと思っております。

1 番  
議 長  
1 番

議長1番（発言を許可する。）  
1番（発言を求める。）  
スーパーL資金との関係もあるんです。認定農業者じゃないとスーパーL資金を使えない。スーパーL資金というのは、施設の内容によって金額、限度額が変わっちゃうんです。

議 長

建物を建てるとなれば、また別の案件で出てくると思いますので、それはそれで審議すればいいのではないのでしょうか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長  
次 長

それでは、次の説明をお願いします。  
次に、46ページ認定農業者の再認定について、区域番号2番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6 番 議長6番（発言を求める。）

議 長 6番（発言を許可する。）

6 番 整理番号1番から3番までご説明いたします。整理番号1番の計画内容は、作業内容や雇用条件等の情報発信により、安定した雇用の確保を図るとしている方で、問題ないです。整理番号2番、若手で家族で経営している方、計画内容は、役割分担の明確化により、作業の効率化を図るとしており、問題ないです。整理番号3番、果樹類を栽培している方で、計画内容は、なしを減らし、もも、りんご、おうとうの規模拡大による経営の安定化を図るとあり、問題ないです。それぞれ区域協議会で承認されました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号4番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 3 番 議長13番（発言を求める。）

議 長 13番（発言を許可する。）

1 3 番 区域番号4番、整理番号4番の1件です。計画内容に記載されているとおり、申請者の住所が湯野となっておりますが、かなり山に近いところに住んでいるようで、生産される土地も伊達地区の方へ土地を求めて栽培をはじめていると聞きました。生産された品物もこれからは自分でなるべく販売されていくものと思われまます。区域協議会としては何ら問題ないと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号5番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 8 番 議長18番（発言を求める。）

議 長 18番（発言を許可する。）

1 8 番 整理番号5番の件です。申請者は水稻をやっております。ここに記載のとおり特別栽培もやっております。借りて栽培しているわけでありますが、きちんと農地も管理されております。区域協議会で問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号6番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 0 番 議長20番（発言を求める。）

議 長 20番（発言を許可する。）

20 番 整理番号6番の申請者は、親子3人で水稻を中心にキク栽培とりんご栽培を行っております。若手の中心的存在の申請者は、積極的に農地を集約して水田経営を行っているところで、区域協議会では、問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号7番から50ページ17番の11件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23 番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23 番 区域番号7番、整理番号7番から17番の11件は、経営改善計画が達成できるものと各担当委員から報告があり、区域協議会では再認定には問題ないと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、認定農業者の変更について、51ページ区域番号6番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20 番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20 番 親子の件でございます。変更になったのは、親の申請から、子と親との共同申請に変更したところでございます。計画目標も達成するものと区域協議会では判断させていただきました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、認定新規就農者ですが、52ページ、区域番号6番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20 番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20 番 整理番号1番の1件ですが、牛乳店の息子でありまして、今回、佐原地区の遊休農地を借りて、牧草とかを作って飼料生産したい考えであります。また、えごまの栽培にも取り組みたいという考えです。本人に確認したところ、頑張っていきたいのでよろしく願いますということですので。期待を申し上げまして、区域協議会でも承認されました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第11号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第11号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書53ページ報告第1号から65ページ報告第8号は議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議 長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議 長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

23期の最後の総会、慎重な審議ありがとうございました。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

職務代理 〔大宮職務代理より閉会の言葉〕

慎重審議ありがとうございました。

これで、第37回総会を終了いたします。

(午後3時35分)

令和2年7月16日

これは、福島市農業委員会第37回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人4番 \_\_\_\_\_

議事録署名人17番 \_\_\_\_\_